

【訂正情報】

『平成30年の 相続税・贈与税入門の入門』（平成30年4月25日発行）中、下記の誤りがありましたので、お詫びの上、訂正させていただきます。

税務研究会出版局

◆203頁 上から8行目

（誤） となっていますので、類似業種の株価「A」は、441円となります。

（正） となっていますので、類似業種の株価「A」は、459円となります。

◆221頁から231頁まで

「⑥ 特定会社等の株価はどのように計算するのか」について、次のように差し替えさせていただきます。

(平 30.5)

が、少数株主の株式の評価となります。

⑥ 特定会社等の株価はどのように計算するのか

評価しようとする非上場会社の実態が、つぎのような特定会社等に該当する場合には、同族株主の株式の評価は、上記のような原則的評価方法を採用しません。

原則として、純資産価額方式（純資産価額）で評価することになります。

特定会社等

- (1) 比準要素数1の会社
- (2) 株式保有特定会社
- (3) 土地保有特定会社
- (4) 開業後3年未満会社等
- (5) 開業前、休業中会社
- (6) 清算中の会社

(1) 比準要素数1の会社

比準要素数1の会社とは、類似業種比準価額を計算する場合において、評価しようとする会社の、

- ㉔……1株あたり配当金額
- ㉕……1株あたり利益金額
- ㉖……1株あたり純資産価額

が、つぎのケースに該当する会社をいいます。

㉔と㉖の両方に該当するケース

㉔……直前期を基準に計算して、㉔、㉕、㉖のうち、いずれか2の要素が、ゼロとなる会社

㉖……直前々期を基準に計算して、㉔、㉕、㉖のうち、いずれか2

以上の要素が、ゼロとなる会社

なお、つぎの

- (2) 株式保有特定会社
- (3) 土地保有特定会社
- (4) 開業後3年未満会社等
- (5) 開業前、休業中会社
- (6) 清算中の会社

に該当する会社は、この比準要素数1の会社にはなりません。

比準要素数1の会社の株式の評価は、純資産価額方式で評価することになります。

なお、比準要素数1の会社であっても

類似業種比準価額と純資産価額との併用方式を採用することができます。

ただし、比準要素数1の会社の場合の併用割合は、会社の規模にかかわらず、25%となります。

したがって、この場合の評価は、

$$(\text{類似業種比準価額} \times 0.25) + (\text{純資産価額} \times 0.75)$$

となります。

(2) 株式保有特定会社

株式保有特定会社とは、評価しようとする会社の所有する資産を、相続税評価額で評価した金額によって計算した、総資産価額に占める株式等の価額の割合が、つぎの割合以上の会社をいいます。

$$\frac{\text{株式等の価額}}{\text{総資産価額}} \geq 50\%$$

株式等の価額とは、株式と出資の価額の合計額をいいます。

なお、つぎの

- (3) 土地保有特定会社
- (4) 開業後3年未満会社等
- (5) 開業前、休業中会社
- (6) 清算中の会社

に該当する会社は、この株式保有特定会社にはなりません。

株式保有特定会社の株式の評価は、

純資産価額方式と

簡易方式

のいずれかを選択して評価することになります。

簡易方式とは、

$$(S_1 \text{の金額}) + (S_2 \text{の金額})$$

で評価するものです。

S_1 の金額、 S_2 の金額の計算は、つぎのようになります。

S_1 の金額

株式保有特定会社が所有している株式と、その所有株式にかかる受取配当収入をなかったものとした場合の、大中小の会社区分による原則的評価方式で計算した金額です。

この場合において、類似業種比準価額、純資産価額は、それぞれつぎのように計算します。

類似業種比準価額

$$A \times \left[\frac{\textcircled{B} - \textcircled{b}}{B} + \frac{\textcircled{C} - \textcircled{c}}{C} + \frac{\textcircled{D} - \textcircled{d}}{D} \right] \times 0.7 \text{ (0.6, 0.5)}$$

- A 株 価
- B 配当金額
- C 利益金額
- D 純資産価額
- ⓑ 配当金額
- ⓒ 利益金額
- ⓓ 純資産価額

ⓑ = ⓑ × 受取配当金收受割合 (1 を超える場合 1 とする) ※

$$\text{※ } \frac{\text{直前期末以前 2 年間の受取配当金額}}{\left[\frac{\text{直前期末以前 2 年間の受取配当金額}}{\text{}} \right] + \left[\frac{\text{直前期末以前 2 年間の営業利益金額}}{\text{}} \right]}$$

ⓒ = ⓒ × 受取配当金收受割合

ⓓ = ① + ② (①を限度とする)

$$\textcircled{1} = \textcircled{D} \times \frac{\text{直前期末の株式等の価額 (簿価による)}}{\text{直前期末の総資産価額 (簿価による)}}$$

$$\textcircled{2} = \frac{\left[\frac{\text{直前期末の利益積立金額}}{\text{}} \right]}{\left[\frac{\text{直前期末の発行済株式数}}{\text{}} \right]} \times \text{受取配当金收受割合}$$

純資産価額

相続税評価額による純資産価額	評価益の税金
[株式等を除く] 資産の合計額	- [負債の合計額]
-	
評価益 × 37%	

発行済株式数

S₂の金額

株式保有特定会社が所有している株式等について、つぎのように計算した金額です。

[株式等の相続税評価額] > [株式等の帳簿価額] の場合

株式等の 相続税評 価額	-	[株式等の 相続税評 価額	-	株式等の 帳簿価額]	× 37%
--------------------	---	----------------------	---	----------------	-------

発行済株式数

[株式等の相続税評価額] ≤ [株式等の帳簿価額] の場合

株式等の相続税評価額

発行済株式数

(3) 土地保有特定会社

土地保有特定会社とは、評価しようとする会社の所有する資産を、相続税評価額で評価した金額によって計算した、総資産価額に占める土地等の価額の割合が、つぎの割合以上の会社をいいます。

- ・大会社の場合 70%以上
- ・中会社の場合 90%以上
- ・小会社の場合（総資産価額が次の基準に該当する会社）

卸売業	20億円以上	7,000万円以上20億円未満
小売・サービス業	15億円以上	4,000万円以上15億円未満
上記以外の業種	15億円以上	5,000万円以上15億円未満
割合	70%以上	90%以上

さらに、つぎの

- (4) 開業後3年未満会社等
- (5) 開業前、休業中会社
- (6) 清算中の会社

に該当する会社も、土地保有特定会社にはなりません。

土地保有特定会社の株式の評価は、

純資産価額方式

で評価することになります。

(4) 開業後3年未満会社等

開業後3年未満会社等とは、相続・贈与があった日において、評価しようとする会社が、

- ・開業後3年未満
- ・比準要素数ゼロ

である場合の会社をいいます。

なお、つぎの

- (5) 開業前、休業中会社
- (6) 清算中の会社

に該当する会社は、この開業後3年未満会社等にはなりません。

開業後3年未満会社等の株式の評価は、土地保有特定会社とまったく同じです。

(5) 開業前、休業中会社

開業前または休業中である会社の株式の評価は、

純資産価額方式

によって計算します。

なお、つぎの

- (6) 清算中の会社

に該当する会社は、この開業前、休業中会社にはなりません。

(6) 清算中の会社

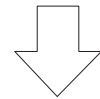
清算中の会社の株式の評価は、

清算分配見込価額

によって計算します。

非上場株式の評価

原則的評価		特例評価
持株割合による区分 会社の規模	同族株主で、特定会社等に 該当しない場合(注)	少数株主
大 会 社	類 似 業 種 比 準 方 式 (類似業種比準価額)	配当還元方式 (配当還元 価額) (注)
中 会 社	併 用 方 式 (類似業種比準価額×0.90) + (純資産価額×0.10)	
	併 用 方 式 (類似業種比準価額×0.75) + (純資産価額×0.25)	
	併 用 方 式 (類似業種比準価額×0.60) + (純資産価額×0.40)	
小 会 社	併 用 方 式 (類似業種比準価額×0.50) + (純資産価額×0.50)	



純資産価額の方が
低ければ、純資産
価額で評価

同族株主としての
評価の方が低けれ
ば、同族株主とし
ての評価

(注) 「清算中の会社」は清算分配見込価額、「開業前、休業中会社」は純資産価額、となります。

特定会社等に該当する場合

持株割合による 区分 会社の実態	同 族 株 主	少 数 株 主
比準要素数1の会社	純資産価額方式 (純資産価額)	配当還元方式 (配当還元価額)
株式保有特定会社		
土地保有特定会社		
開業後3年未満会社等		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 比準要素数1の会社については、類似業種比準価額との併用方式(割合0.25)の選択可 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 純資産価額の方が低ければ、純資産価額で評価 </div> </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%; margin: 0 auto;"> 株式保有特定会社については、簡易方式の選択可 </div>		
開業前、休業中会社	純資産価額方式 (純資産価額)	
清算中の会社	清算分配見込価額	

評価上の区分と評価方式の判定

